

## 議案第36号

山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白井博文

### 山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例

山陽小野田市立保育所条例（平成17年山陽小野田市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条中「山陽小野田市大字郡2045番地の1」を「山陽小野田市大字郡2045番地1」に、「山陽小野田市大字津布田1065番地の1」を「山陽小野田市大字津布田1065番地1」に、「山陽小野田市大字山野井2746番地の3」を「山陽小野田市大字山野井2746番地3」に改める。

第3条第1号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第5条を次のように改める。

（保育料）

第5条 委託した乳幼児の保護者（以下単に「保護者」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額（同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育に係るものについては、同条第2項第2号に規定する市町村が定める額）を上限として規則で定める額を保育料として納付しなければならない。ただし、法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させたときは、この限りでない。

第6条を第11条とし、同条の前に次の5条を加える。

（延長保育料）

第6条 延長保育（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する保育必要量の認定を受けた時間を超えて行

う保育をいう。)を受けた乳幼児の保護者で、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)に区分される保育必要量の認定を受けているものは、延長保育料を納付しなければならない。

2 前項の延長保育料の額は、延長保育を受けた乳幼児1人につき、1日当たり200円とする。ただし、1月につき3,000円を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定による保育料の額が0円となる保護者(同一世帯に複数の児童がいることにより当該保育料の額が0円となるものを除く。)からは、延長保育料は徴収しない。

(保育料の額の通知)

第7条 市長は、保育料の額を決定したときは、速やかにこれを保護者に通知するものとする。その額を変更したときも、同様とする。

(保育料等の減免)

第8条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当し、保育料及び延長保育料を納付することが困難と認めるときは、保育料及び延長保育料の額を減免することができる。

(1) 入所児童の属する世帯が居住する家屋が、天災その他不慮の災害等に被災したとき。

(2) 失業、疾病等による休業その他の理由により収入が著しく減少したとき。

(3) 子育て支援に関する施策として、特に保育料の軽減を図る必要があると市長が認めたとき。

(4) その他市長が特に認めたとき。

(保育料の納期限)

第9条 保育料は、月を単位として徴収することとし、当該月に係る保育料は、その月の末日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限が、山陽小野田市の休日を定める条例(平成17年山陽小野田市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、当該市の休日の翌日を納期限とする。

3 市長は、特別の事情があるときは、前2項の納期限を変更することができる。

(督促及び滞納処分)

第10条 市長は、前条の規定による納期限までに保育料を納付しない保護者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 市長は、前項の規定により督促を受けた者がその指定の期限内に保育料を納付しない場合において、法第56条第11項に規定する要件に該当するときは、同項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山陽小野田市立保育所条例新旧対照表

改正後			改正前		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
山陽小野田市立日の出保育園	山陽小野田市日の出二丁目5番28号	120人	山陽小野田市立日の出保育園	山陽小野田市日の出二丁目5番28号	120人
山陽小野田市立下津保育園	<u>山陽小野田市大字郡2045番地1</u>	60人	山陽小野田市立下津保育園	<u>山陽小野田市大字郡2045番地の1</u>	60人
山陽小野田市立厚陽保育園	山陽小野田市大字郡3510番地	60人	山陽小野田市立厚陽保育園	山陽小野田市大字郡3510番地	60人
山陽小野田市立津布田保育園	<u>山陽小野田市大字津布田1065番地1</u>	45人	山陽小野田市立津布田保育園	<u>山陽小野田市大字津布田1065番地の1</u>	45人
山陽小野田市立出合保育園	<u>山陽小野田市大字山野井2746番地3</u>	120人	山陽小野田市立出合保育園	<u>山陽小野田市大字山野井2746番地の3</u>	120人
(業務)			(業務)		
第3条 保育所は、次に掲げる業務を行う。			第3条 保育所は、次に掲げる業務を行う。		
(1) 保護者から委託された <u>保育を必要とする乳幼児の保育</u> に関すること。			(1) 保護者から委託された <u>保育に欠ける乳幼児の保育</u> に関すること。		
(2) (略)			(2) (略)		
<u>(保育料)</u>			<u>(保育料)</u>		

第5条 委託した乳幼児の保護者（以下単に「保護者」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額（同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育に係るものについては、同条第2項第2号に規定する市町村が定める額）を上限として規則で定める額を保育料として納付しなければならない。ただし、法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させたときは、この限りでない。

（延長保育料）

第6条 延長保育（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する保育必要量の認定を受けた時間を超えて行う保育をいう。）を受けた乳幼児の保護者で、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）に区分される保育必要量の認定を受けているものは、延長保育料を納付しなければならない。

2 前項の延長保育料の額は、延長保育を受けた乳幼児1人につき、1日当たり200円とする。ただし、1月につき3,000円を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定による保育料の額が無料となる保護者（同一世帯に複数の児童がいることにより当該保育料の額が無料となるものを除く。）からは、延長保育料は徴収しない。

（保育料の額の通知）

第7条 市長は、保育料の額を決定したときは、速やかにこれを保護者に通知するものとする。その額を変更したときも、

第5条 委託した乳幼児の保護者は、法第56条の規定による徴収基準により、別に定める保育料を納めなければならない。ただし、市長において保育料を納付する資力がないと認められたときは、保育料を減免することができる。

同様とする。

(保育料等の減免)

第8条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当し、保育料及び延長保育料を納付することが困難と認めるときは、保育料及び延長保育料の額を減免することができる。

(1) 入所児童の属する世帯が居住する家屋が、天災その他不慮の災害等に被災したとき。

(2) 失業、疾病等による休業その他の理由により収入が著しく減少したとき。

(3) 子育て支援に関する施策として、特に保育料の軽減を図る必要があると市長が認めたとき。

(4) その他市長が特に認めたとき。

(保育料の納期限)

第9条 保育料は、月を単位として徴収することとし、当該月に係る保育料は、その月の末日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限が、山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年山陽小野田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、当該市の休日の翌日を納期限とする。

3 市長は、特別の事情があるときは、前2項の納期限を変更することができる。

(督促及び滞納処分)

第10条 市長は、前条の規定による納期限までに保育料を納

付しない保護者があるときは、期限を指定してこれを督促し  
なければならない。

2 市長は、前項の規定により督促を受けた者がその指定の期  
限内に保育料を納付しない場合において、法第56条第11  
項に規定する要件に該当するときは、同項の規定により地方  
税の滞納処分の例により処分することができる。

第11条 (略)

第6条 (略)